

※制定法・改正法の一覧（一）内は施行年月日、「」内は題名）※数字は、例えば「十六」「二十三」「三十」を「一六」「二三」「三〇」というように表記。

制定	明治四一年	三月二八日法律第 二九号	（明治四一年〇月 一日）	「刑法施行法」	※制定日は前日
改正	明治四二年	三月 八日法律第 四号	（明治四二年 七月 一日）	「度量衡法」	※制定日は前々日
改正	明治四二年	四月二八日法律第 三九号	（明治四二年 五月一八日）	「印紙犯罪処罰法」	※制定日は前日
改正	明治四三年	四月二三日法律第 五三号	（明治四四年 五月 一日）	「銃砲火薬類取締法」	※制定日は前日
改正	大正 五年	三月 七日法律第 一五号	（大正 五年 七月 一日）	「重要物産同業組合法中改正法律」	※制定日は前日
改正	大正 五年	三月 二日法律第 一七号	（大正 五年 八月 一日）	「郵便法中改正法律」	※制定日は前日
改正	大正一〇年	四月二二日法律第 六八号	（大正一〇年 五月 一日）	「刑事訴訟費用法」	※制定日は前日
改正	大正一一年	四月二五日法律第 七一号	（大正一二年 一月 一日）	「破産法」	※制定日は前日
改正	昭和 二年	四月 一日法律第 四七号	（昭和 二年二月 一日）	「兵役法」	※制定日は前日
改正	昭和 二年	八月 四日法律第 七二号	（昭和 二年一〇月 一日）	「軍機保護法」	※制定日は前日
改正	昭和 二年	四月 二六日法律第 六一号	（昭和 二年 五月 三日）	「検察庁法」	※制定日は前日
改正	平成 三年	四月二七日法律第 三一号	（平成 三年 五月 七日）	「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律」	
改正	平成一〇年	二月二日法律第 一四号	（平成一一年 四月 一日）	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」	
改正	平成 四年	六月 七日法律第 六〇号	（平成一五年 六月 一日）	「船舶職員法の一部を改正する法律」	
改正	令和 三年	六月一日法律第 六一号	（令和 五年 四月 一日）	「国家公務員法等の一部を改正する法律」	※改正附則の改正のみで、実質改正なし
改正	令和 四年	六月二七日法律第 六八号	（令和 七年 六月 一日）	「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」	

※施行日は、分割施行の場合も、本法の改正に関係する部分の施行日のみ記載した。

※明四二法四は、明四二法三九よりも公布は先であったものの施行が後であったため、号番号がずれているが、公布時の号に改正を織り込んでいる。

すべての条文を項で区切って、各項の改正履歴を、改正織込み後の条文によって、表示した。項と項の間には、空白行を一行入れた。  
 ・目次は、一行ずつを項とみなした。編名・章名・款名・目名は、それを項とみなした。条文見出しは、その直後の項の一部とみなした。別表は、項目の一つ一つを項とみなした。

- ・「削除」とあるのは、条文が削られて消えたことを示しており、原典にはない。（単に「削除」とあるのは、そこに「削除」という文字が残っている。）
- ・②・③などと丸付き数字で示した項番号は、原典にはなく、編者が便宜のために付したものである。
- ・改正前後の条文の連続性は、条や項の番号によってではなく、内容によって決定した。よって、編者の恣意による。
- ・形式的にはあるまとまりが全部改正されているも、一つずつの項について、連続性の有無を考えている。
- ・形式的には改正されているも、実際には一字も改正されていない項については、改正されていないものとみなした。
- ・条文の色は、改正法の一覧の色分けによる。また、現行の条文には傍線を付し、他法の一部改正規定（施行時に当該他法に溶け込む）には破線の傍線を付した。
- ・㊦及びその内部は、編者が付した注記で、原典にはない。
- ・改正法の公布年と法律番号を、例えば「昭和五十五年法律第五十一号」は「昭五五法五一」というように略して、㊦内に記した。
- ・振りがな及びその改正はすべて省略した。
- ・インデントは原典によらず、編者の恣意で設定している。
- ・新規制定時の附則は全録したが、一部改正法の附則は省略した。
- ・条文のデータは、帝国議会時代のものは国立国会図書館デジタルコレクションの『官報』から、現在の国会によるものは衆議院ウェブサイトから引用した。

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ(明四一法一九)

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂ヒ刑法等一部改正法ト称スルハ令和四年法律第六十七号刑法等の一部を改正する法律ヲ謂フ(令四法六八)

② 本法ニ於テ懲役(旧刑法ノ懲役ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十二条ニ定メタル懲役ヲ謂ヒ禁錮(旧刑法ノ禁錮ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十三条ニ定メタル禁錮ヲ謂ヒ拘留(旧刑法ノ拘留ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十六条ニ定メタル拘留ヲ謂フ(令四法六八)

第二条 刑法施行前ニ旧刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ従ヒ刑法ノ主刑ト旧刑法ノ主刑トヲ対照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム  
刑法ノ刑 旧刑法ノ刑  
死刑 死刑  
無期懲役 無期徒刑  
無期禁錮 無期徒刑  
有期懲役 有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮  
有期禁錮 有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮  
罰金 罰金  
拘留 拘留  
科料 科料(明四一法一九)

第三条 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ為ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ為シタル後刑ノ対照ヲ為ス可シ(明四一法一九)  
② 数罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ数罪俱発ニ関スル規定ヲ適用シタル後刑ノ対照ヲ為ス可シ(明四一法一九)  
③ 一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一ノ刑ヲ可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ対照ヲ為ス可シ併合罪又ハ数罪俱発ニ関スル規定ニ依リ数罪ノ主刑ヲ併科ス可キトキ亦同シ(明四一法一九)

第四条 刑法施行前旧刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セザルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス(明四一法一九)  
第五条 刑法第六條ニ依リ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剥夺公權、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加ス可キトキト雖モ之ヲ附加セス(明四一法一九)  
第六条 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ左ノ例ニ依ル  
一 確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト余罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ準用ス  
二 確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト法令ヲ適用シタルトキト雖モ旧刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト余罪トニ付キ数罪俱発ニ関スル規定ニ依ル(明四一法一九)

第七条 左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期懲役ニ相当スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ刑法施行後其罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ関スル規定ヲ準用ス  
一 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相当スル刑ニ処セラレタル者  
二 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相当スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ処セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減輕ニ因リ懲役ニ相当スル刑ニ減輕セラレタル者(明四一法一九)

② 刑法第五十六條第三項ノ規定ハ数罪俱発ニ関スル規定ニ依リ処断

第八条 刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ数罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキト雖モ其罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ数罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ準用ス(明四一法一九)

第九条 刑法施行前ニ犯シタル数罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ数罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ為ス場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ数罪俱発ニ関スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ数罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ準用ス(明四一法一九)

② 前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用ス可キトキハ其数罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ数罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ適用ス(明四一法一九)

第十条 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ其罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ準用ス(明四一法一九)

第十一条 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判アリタル後刑法施行後ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ其罪ト余罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ準用ス(明四一法一九)

第十二條 第七條第一項各号ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ関スル規定ヲ準用ス(明四一法一九)

② 第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(明四一法一九)

第十三條 刑法施行後ハ旧刑法又ハ旧刑法施行前ノ法令ノ刑ニ処セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、仮出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニ於テハ檢事ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ為ス可シ(明四一法一九)

第十三條 刑法施行後ハ旧刑法又ハ旧刑法施行前ノ法令ノ刑ニ処セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、仮出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニ於テハ檢察官ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ為ス可シ(昭二法六八)

② 前項ノ場合ニ於テハ第二条及ヒ明治十四年第八十一号布告第一条ノ例ニ依リ主刑ノ対照ヲ為ス可シ(明四一法一九)

③ 旧刑法ノ刑ニ処セラレタル者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中断ニ付テハ期間免除ニ関スル規定ニ従フ(明四一法一九)

第十四條 刑法施行後ハ旧刑法ノ刑ニ処ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶予ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス(明四一法一九)

② 前項ノ場合ニ於テハ第二条ノ例ニ依リ主刑ノ対照ヲ為ス可シ(明四一法一九)

第十五條 刑法施行前仮出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法第十八條及ヒ第三十條ノ規定ヲ準用ス但留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ刑法第十八條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス(明四一法一九)

② 刑法施行前罰金又ハ科料ヲ納完セザル為メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ハラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法第十八條及ヒ第三十條ノ規定ヲ準用ス但留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ刑法第十八條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス(明四一法一九)

第十六條 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ従前ノ例ニ従フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得(明四一法一九)

第十七條 欠席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス(明四一法一九)

第十八条 剥奪公権、停止公権、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フ但既ニ徴収シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セス(明治一法二九)

② 附加ノ罰金ヲ納完セサル為メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ(明治一法二九)

第十九条 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二条ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ対照シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ變更ス但単ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス(明治一法二九)

② 他ノ法律ノ規定中剥奪公権、停止公権、監視及ヒ附加ノ罰金ニ処ス可キ旨ヲ定メタルモノハ之ヲ廢止ス(明治一法二九)

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ旧刑法総則中期間又ハ金額ニ關スル規定ニ從フ(明治一法二九)

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ旧刑法總則中期間ニ關スル規定ニ從フ(明治一法二九)

第二十一條 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三條ノ場合ヲ除ク外旧刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル(明治一法二九)

第二十二條 他ノ法律中旧刑法ノ規定ヲ掲ケ又ハ旧刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス(明治一法二九)

② 爆発物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス(明治一法二九)

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ(明治一法二九)

第二十四條 明治二十二年法律第二十八号及ヒ明治二十三年法律第十九号ハ之ヲ廢止ス(明治一法二九)

第二十五條 左ニ記載シタル旧刑法ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

一 第二編第三章第五節

二 第九十八條乃至第二百條

三 第二編第四章第九節

四 第二編第五章第三節

五 第三編第二章第四節(明治二法四)

第二十五條 左ニ記載シタル旧刑法ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

一 第二編第三章第五節

二 第九十八條乃至第二百條

三 第二編第四章第九節

四 第二編第五章第三節

五 第三編第二章第四節(明治二法四)

第二十五條 左ニ記載シタル旧刑法ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

一 第二編第三章第五節

二 第二編第四章第九節

三 第二編第五章第三節

四 第三編第二章第四節(明治二法三九)

第二十五條 左ニ記載シタル旧刑法ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

一 第二編第四章第九節

二 第二編第五章第三節

三 第三編第二章第四節(明治三法五三)

第二十五條 左ニ記載シタル旧刑法ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

一 第二編第四章第九節

二 第二編第五章第三節(六一法七一)

第二十五條 旧刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス(章一〇法一一四)

② 刑法第八條ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ

規定ニ準用ス(明治一法二九)

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例ニ從フ

一 軍機保護法ニ掲ケタル罪

二 徴兵令ニ掲ケタル罪

三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戸籍法ニ掲ケタル罪

十 郵便法ニ掲ケタル罪

十一 旧刑法中印紙ノ偽造、変造及ヒ其知情使用ニ關スル罪(明治一法二九)

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例ニ從フ

一 軍機保護法ニ掲ケタル罪

二 徴兵令ニ掲ケタル罪

三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戸籍法ニ掲ケタル罪

十 郵便法ニ掲ケタル罪(明治二法三九)

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例ニ從フ

一 軍機保護法ニ掲ケタル罪

二 徴兵令ニ掲ケタル罪

三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戸籍法ニ掲ケタル罪(大五法一七)

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第一条ノ例ニ從フ

一 軍機保護法ニ掲ケタル罪

二 削除

三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戸籍法ニ掲ケタル罪(昭二法四七)

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例ニ從フ

一 削除

二 削除

三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戸籍法ニ掲ケタル罪(昭二法七一)

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例ニ從フ

一 削除

二 削除

三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員及び小型船舶操縦者法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戸籍法ニ掲ケタル罪(平一四法六〇)

第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三条ノ例ニ從フ

一 著作権法ニ掲ケタル罪

二 重要物産同業組合法ニ掲ケタル罪

三 移民保護法ニ掲ケタル罪(明治一法二九)

第二十七条 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三条ノ例ニ従フ

一 著作権法ニ掲ケタル罪

二 削除

三 移民保護法ニ掲ケタル罪 《大五法一五》

第二十八条 人ノ資格其他ノ事項ニ関シ旧刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ為メ變更セラルルコトナシ 《明四法二九》

第二十九条 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ト看做ス 《明四一法二九》

第三十条 前条ニ該当セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ト看做ス 《明四一法二九》

② 前条ニ該当セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス 《明四一法二九》

③ 前条ニ該当セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス 《明四一法二九》

④ 前条ニ該当セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス 《明四一法二九》

第三十一条 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス 《明四一法二九》

第三十二条 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 《明四一法二九》

第三十二条 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ拘禁刑ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 《令四法六八》

第三十三条 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタルモノト看做ス 《明四一法二九》

第三十四条 前条ニ記載シタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公権ヲ剥奪セラレタルモノト看做ス 《明四一法二九》

② 前項ノ規定ハ復権ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セズ 《明四一法二九》

第三十五条 六年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ノ刑ニ処セラレタルモノト看做ス 《明四一法二九》

② 六年未満ノ懲役ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ処セラレタルモノト看做ス 《明四一法二九》

③ 六年未満ノ禁錮ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ処セラレタルモノト看做ス 《明四一法二九》

第三十六条 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ処セラレタル者及ヒ旧刑法ノ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公権ヲ停止セラレタルモノト看做ス 《明四一法二九》

第三十七条 他ノ法律中旧刑法第三十一条又ハ第三十三条ノ規定アル為メ人ノ資格ニ関シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ旧刑法第三十一条及ヒ第三十三条ノ規定ハ人ノ資格ニ関シ刑法施行前同一ノ効力ヲ有ス 《明四一法二九》

第三十八条 刑事訴訟法第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條

公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ経過スルニ因テ完成ス

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年

三 長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四 長期五年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

五 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年

六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月 《明四一法二九》

第三十九条 刑事訴訟法第六十二条第三号ヲ左ノ如ク改ム

第三 区裁判所ノ管轄ニ属スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ証拠書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ区裁判所檢事ニ送致ス可シ 《明四一法二九》

第四十条 刑事訴訟法第二百五條第二号ヲ左ノ如ク改ム

第二 医師、薬剤師、藥種商、產婆、弁護士、弁護士、公証人又ハ此等ノ職ニ在リシ者及ヒ宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル事実ニシテ黙秘ス可キモノニ關スルトキ 《明四一法二九》

第四十一条 刑事訴訟法第二百六條第一項中「刑法第百八十条ニ從ヒ罰金」ヲ「四十元以下ノ罰金又ハ科料」ニ改メ同條第二項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム 《明四一法二九》

② 同法第百三十八條中「刑法第百七十九條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十元以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム 《明四一法二九》

③ 同法第百四十四條第一項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム 《明四一法二九》

第四十二条 刑事訴訟法第六十七條第一項ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ削ル

被告事件其裁判所ノ管轄ニ属スルモノト思料シタルトキハ公判ニ付スル言渡ヲ為ス可シ 《明四一法二九》

第四十三条 刑事訴訟法第七十二條ヲ左ノ如ク改ム

第七十二条 檢事ハ免訴又ハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ為スコトヲ得 《明四一法二九》

第四十四条 刑事訴訟法第二百三十六條中「輕罪、重罪」ノヲ削ル 《明四一法二九》

第四十五条 刑事訴訟法第二百四十一條ヲ左ノ如ク改ム

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキハ其事件ヲ予審判事ニ送付スル決定ヲ為ス可シ 檢事ノ請求アルトキ亦同シ

② 被告事件予審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ為シ報告ヲ為サシムヘシ

③ 受命判事ハ予審判事ニ属スル処分ヲ為スコトヲ得 《明四一法二九》

第四十六条 刑事訴訟法第二百六十四條中「更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ為シ」ヲ削ル 《明四一法二九》

第四十七条 刑事訴訟法第二百七條ニ左ノ一項ヲ加フ

② 監獄ニ於テ執行ス可キ二個以上ノ主刑ノ執行ハ其重キモノヲ先ニス但特別ノ事由アルトキハ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ為サシムルコトヲ得 《明四一法二九》

第四十八条 刑事訴訟法第二百八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三百十八條ノ二 死刑ノ執行ハ檢事及ヒ裁判所書記ノ立會ニテ之ヲ為ス可シ

② 死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス但檢事又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

第三百十八條ノ三 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失シタルトキハ司法大臣ノ命令ニ因リ其痊癒ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

② 死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懐胎ナルトキハ分娩後司法大臣ノ命令アルニ非サレハ執行ヲ為スコトヲ得ス 《明四一法二九》

第四十九条 刑事訴訟法第二百十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

② 懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ止マテ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一 心神喪失ノ状態ニ在ルトキ

二 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ

三 受胎後七月以上ナルトキ

四 分娩後一月ヲ経過セザルトキ 《明四一法二九》

第五十条 刑事訴訟法第二百二十條中「之ヲ為ス可シ」ノ下ニ「刑ノ執

行ノ停止ニ付キ亦同シ一ヲ加ヘ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
③ 前項ノ徴収ニ付テハ非訟事件手続法第二百八条ノ規定ヲ準用ス  
《明四一法二九》

第五十一条 刑事訴訟法第二十四條、第六十三條、第六十六條、第一百七十三條及ヒ第一百七十四條但書ハ之ヲ削ル、《明四一法二九》

第五十二条 刑事訴訟法中復権及ヒ特赦ニ関スル規定ハ之ヲ削ル、《明四一法二九》

第五十三条 刑法第五十二条又ハ第五十八条ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ為スコシ、《明四一法二九》

第五十三条 刑法第五十二条又ハ第五十八条ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコシ、《昭二二法六一》

② 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコシ此決定ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得、《明四一法二九》

第五十四条 刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡スコシ、《明四一法二九》

第五十四条 刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡スコシ、《昭三二法六一》

第五十五条 刑ノ執行猶予ノ言渡ハ上訴ニ因リ其効力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス、《明四一法二九》

② 上訴裁判所ハ新ニ執行猶予ノ言渡ヲ為スコトヲ得、《明四一法二九》

第五十六条 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消スコキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ為スコシ、《明四一法二九》

第五十六条 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消スコキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコシ、《昭二二法六一》

② 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコシ此決定ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得、《明四一法二九》

第五十七条 第五十三条及ヒ前条ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス、《明四一法二九》

第五十八条 明治三十八年法律第七十号ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶予ノ期間ヲ經過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス、《明四一法二九》

第五十九条 明治三十九年法律第五十四号ハ之ヲ廢止ス、《明四一法二九》

第六十条 私信ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得、《明四一法二九》

第六十一条 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ選付スル言渡ヲ為スコシ、《明四一法二九》

第六十二条 左ニ記載シタルモノヲ以テ公訴ニ関スル訴訟費用トス

- 一 予審、公判ニ付キ呼出シタル証人、鑑定人及ヒ通事ニ給与スキ日当、旅費及ヒ止宿料
- 二 第六十六条ニ記載シタル費用、《明四一法二九》

【削除】《六一〇法六八》

第六十三条 証人、鑑定人及ヒ通事ノ日当ハ左ノ範圍内ニ於テ予審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

- 一 証人ノ日当ハ出頭一度ニ付金二十錢乃至金五十錢但止宿料ヲ給与スル場合ニ於テハ日当ヲ給与セス
- 二 鑑定人及ヒ通事ノ日当ハ出頭一度ニ付キ金三十錢乃至金五円、《明四一法二九》

【削除】《六一〇法六八》

第六十四条 証人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路一里ニ付キ金五錢乃至金二十錢ノ範圍内ニ於テ予審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス、《明四一法二九》

【削除】《六一〇法六八》

② 前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付キ金二十錢乃至金一円ノ範圍内ニ於テ予審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但八里以上ノ地ヨリ來リ滞在スルトキニ非サレハ之ヲ給与セス、《明四一法二九》

【削除】《六一〇法六八》

第六十五条 証人、鑑定人及ヒ通事ノ日当、旅費及ヒ止宿料ハ予審ニ於テハ其最終前、公判ニ於テハ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給与セス、《明四一法二九》

【削除】《六一〇法六八》

第六十六条 鑑定、通訳ニ付キ数多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日当ノ外別ニ相当ノ金額ヲ給与スルコトヲ得、《明四一法二九》

【削除】《六一〇法六八》

第六十七条 共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ノ連帶負担トス、《明四一法二九》

【削除】《六一〇法六八》

附則 《明四一法二九》

① 本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス、《明四一法二九》

② 刑法附則其他旧刑法施行ノ為メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス、《明四一法二九》